

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長  
(公印省略)

### 遺伝子医薬部研究員の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所遺伝子医薬部研究員を公募することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

#### 記

#### 1. 職名

遺伝子医薬部研究員 (厚生労働技官・研究職)

#### 2. 業務内容

当所遺伝子医薬部においては、遺伝子治療用製品、核酸医薬品、分子標的医薬品、体外診断用医薬品について、その品質、有効性、安全性の確保に資する試験、研究、調査等を行っている。

今回公募する研究員は、AAV ベクター製品や mRNA 医薬等の遺伝子治療用製品の非臨床安全性評価及び関連する品質の評価についての試験、研究及び調査に従事する予定である。

#### 3. 応募条件

- (1) 薬学系、医学系、理学系、農学系、工学系、生命科学系又は関連領域における博士の学位取得後、原則として5年以内、又は令和8年3月末までに学位取得見込みの者
- (2) 生化学、分子生物学、分子遺伝学、毒性学、又は分析化学等に関する専門知識と研究経験、並びに研究業績を有すること
- (3) 遺伝子治療用製品の品質・安全性確保に資する研究に対する強い意欲を有すること
- (4) 研究部員及び研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と協調性を有すること
- (5) 国立試験研究機関における試験・研究業務の意義と役割を理解し、積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野での打ち合わせや、議論を行うに足る英語力を有すること

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない

者

- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年度における定年年齢は 62 歳）

#### 4. 提出書類

- (1) 履歴書（書式は当所ホームページの「職員公募」のサイトから入手すること（<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>）。高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会、教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6 か月以内に撮影）を貼付すること）
- (2) 現在までの研究概要（A 4 用紙 2 頁、カラー可）
- (3) 研究業績目録（原著論文、総説・解説、単行本、シンポジウム、学会発表、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（3 編以内、総説・解説も可）
- (4) 現在までの競争的研究費の獲得状況
- (5) 将来への抱負（陳述書）（A 4 用紙 2 頁）
- (6) 学位記（写し）又は学位を証明するもの、又は大学院博士課程の修了（見込み）証明書（あるいは令和 8 年 3 月末までに学位取得見込みであることを証明できるもの）
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類  
※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること（ステープラは使用しない）  
※（2）～（5）、（7）～（9）は様式自由  
※応募書類は返却しません。

#### 5. 応募締切日

令和 7 年 7 月 28 日（月） 13 時（必着・締切厳守）

#### 6. 選考採用試験

- (1) 書類審査 令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬（予定）  
※応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和 7 年 8 月中～下旬（予定）  
※面接には、15 分程度のプレゼンテーションを含む。  
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

#### 7. 採用予定年月日

令和 7 年 10 月 1 日（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

#### 8. 採用予定人数

1 名

#### 9. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。

- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分(週休2日制)である。
- (3) 年20日の年次休暇(採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。)のほか、特別休暇(夏期・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されている。

<モデル給与> 研究職俸給表2級

○月収：約34万円

※学歴・経験年数等に応じて変動いたします。上記は6年制大学卒業後、6年の正規社員等としての経験を有する方の例です。

※上記は俸給・地域手当を含み、これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

※ 国立医薬品食品衛生研究所職員として任用される際の処遇となります。

10. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「遺伝子医薬部研究員応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

11. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：katsuya-tomobe@nihs.go.jp